

## 福岡県だより広告掲載事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡県が発行する広報紙「福岡県だより」（以下、「県だより」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告取扱業者への売り渡し)

第2条 県だよりに広告を掲載するための紙面は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めに従い、競争入札により決定した広告取扱業者に一括して売り渡すものとする。

### (広告の基準)

第3条 県だよりに掲載する広告は、行政広報としての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) 広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）が暴力団又は暴力団員であるもの
- (10) 広告主が暴力団員と密接な関係を有するもの
- (11) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

この要綱は平成21年2月23日から施行する。

### 附則

#### (施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。